

**スポーツ協会バドミントン部より  
ファミリーバドミントン教室を開催します！**

親しみのあるバドミントンを親子でスポーツとして楽しみませんか。指導者が基礎から親切・丁寧に指導しますので、初心者の方でも安心です。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、中止になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

**対象** | 小学生と親

**日時** | 4月9日(土)・4月16日(土)・4月23日(土)  
\*全3回(1回のみ参加も可)  
10時~12時

**場所** | 体育センター (せせらぎホール)

**費用** | 無料

**必要物** | 体育館シューズ・運動できる服装・飲み物

**申込み** | 不要。直接会場にお越しください。

**問** | ときがわ町スポーツ協会バドミントン部  
細田 ☎ 65-2495 田中 ☎ 65-2365

**スポーツ協会空手道部より  
空手教室を開催します**

参加費は無料です。運動のできる服装で、直接会場へお越しください。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、中止になる場合がありますのであらかじめご了承ください。

**対象** | 小学生以上

**日時** | 4月9日、16日、23日、30日  
(いずれも土曜日) 17時30分~19時

**場所** | 体育センター (せせらぎホール)

**問** | ときがわ町スポーツ協会空手道部  
小峯 ☎ 080-5012-3086

**新型コロナの影響による  
申告・納付等の期限の延長ができます**

新型コロナの影響により、期限までの申告等が困難な方は、申告・納付等の期限を延長することができます。

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の申告等が困難な場合には、令和4年4月15日(金)までの間、簡易な方法\*により申告・納付等の期限を延長することができます。

※期限後に申告が可能になった時点で、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して提出してください。「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出は不要です。

▶ 現在、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の、申告相談をご遠慮いただいています。体調が回復された後に改めてお越しください。

● 令和4年4月15日(金)までに簡易な方法により申告と同時に個別延長の申請をされた場合は、原則として、申告書の提出日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

● 令和4年4月16日(土)以降であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告することが困難な場合には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出することで、申告・納付等の期限を延長することができます。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。

**問** | 東松山税務署 ☎ 22-0990



**家具転倒防止器具の設置に  
助成をしています**

町では、地震による家具等の転倒から皆さまの命や財産を守るため、家具転倒防止器具の設置に助成をしています。

**対象** | 町内にお住まいの世帯の世帯主

**助成金** | 上限5,000円として、下記①または②の費用の2分の1に相当する金額(100円未満は切り捨て)  
\*1申請者につき1年度1回限り

①町に登録している業者に依頼し、家具転倒防止器具を設置する費用(器具代金含む)

②申請者自身による家具転倒防止器具の購入費用(器具代金のみ)

**申請** | 希望する方は、事前に下記担当までご連絡ください。  
※住宅が持ち家でない場合、所有者の同意が必要となる場合があります。

**問** | 建設環境課 ☎ 65-1539

**春の全国交通安全運動**

**実施期間** | 4月6日(水)から15日(金)までの10日間

**スローガン** | 人も車も自転車も  
安心・安全 埼玉県

**運動重点** | **全国重点**

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

**埼玉県重点**  
横断歩道における歩行者優先の徹底

**問** | 総務課 ☎ 65-0401

**ときがわ町  
子ども家庭総合支援拠点を  
設置しました**

令和4年4月1日より、0歳から18歳までの子どもとその家庭、または妊婦を対象に様々な相談に対応するため、福祉課内に新たに相談窓口を設置しました。子育てをする中での様々な悩みや困りごとについて、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていきます。また、児童虐待についても、予防・早期発見のために、子どもの視点に立って対応していきます。電話や来庁等による相談が可能です。お気軽にご相談ください。

※相談をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

**相談時間** | 8時30分~17時15分  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

**問** | 福祉課 ☎ 65-0813



**事業復活のための支援金を  
支給します**

国より中小企業及び個人事業主を対象に、売上の減少等の要件を満たした方について、支援金が支給されます。詳しくは下記のHPまたは問い合わせ先にてご確認ください。

◆事業復活支援金 HP  
<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

**問** | 事業復活支援金相談窓口  
☎ 0120-789-140 ☎ 03-6834-7593  
8時30分~19時(土日、祝日含む全日対応)